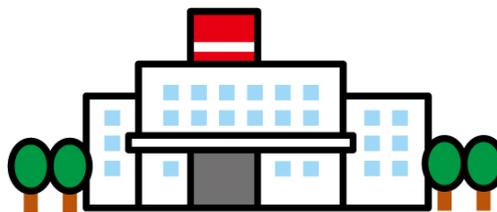


# 病院・有床診療所などの 消防法令が改正されました

平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受け、病院・有床診療所等におけるスプリンクラー設備の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具、屋内消火栓設備、火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準等の整備が行われました。



## ● 病院・診療所等の用途区分（令別表第1）の見直し

消防用設備等による防火安全対策を強化するため、現在、消防法上で（6）項イとされている病院・診療所等を、入院施設の有無や診療科目に応じて4つのカテゴリーに細分化し、消防法の規制を、より施設実態に応じたものとししました。

### <令別表第1 病院・診療所等の細分化の概要>

| (6) 項イ |  |
|--------|--|
| (1)    | 次のいずれにも該当し、特に防火安全対策が必要とされる病院（※1）<br>・ 診療科目名に特定診療科目（※2）を有する。<br>・ <b>療養病床</b> または <b>一般病床</b> を有する。 |
| (2)    | 次のいずれにも該当し、特に防火安全対策が必要な有床診療所<br>・ 診療科目名に特定診療科目（※2）を有する。<br>・ <b>4人以上</b> の患者を入院させるための施設を有する。       |
| (3)    | (1) 及び (2) 以外の病院、有床診療所、有床助産所   |
| (4)    | 無床診療所及び無床助産所   |

※1 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適正に実施することができる体制（相当程度の患者の見守り体制）を有するものは除く。

※2 特定診療科目とは、内科、整形外科、リハビリテーション科などの、**下記13診療科目以外**の科目のこと。

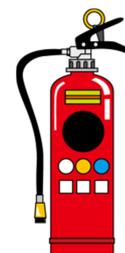
### < 13 診療科目 >

産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科（患者自ら、または、誘導により自力で避難することができると思われる科目）

## ● 消防用設備等の設置基準の見直し

### ● 消火器

（6）項イの（1）～（3）に掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、延べ面積150㎡以上で消火器の設置が義務付けられていましたが、改正により、**延べ面積等に関わらず**消火器を設置することが義務付けられました。



### ● スプリンクラー設備

現在、病院にあつては延べ面積3,000㎡以上、診療所及び助産所にあつては延べ面積6,000㎡以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる病院、有床診療所においては、原則として、延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられました。

上記のほか、（6）項イ（3）に掲げる病院、有床診療所及び有床助産所においては、延べ面積3,000㎡以上で設置することが義務付けられました。

既存の建物は、**平成37年6月30日**までの経過措置があります。



### ● 屋内消火栓設備

（6）項イの（1）及び（2）に掲げる病院、有床診療所については、建物の主要構造部が耐火構造、準耐火構造のものであつても、原則、延べ面積1,000㎡以上で屋内消火栓設備の設置が義務付けられました。

既存の建物は、**平成37年6月30日**までの経過措置があります。

## ● 自動火災報知設備

就寝の用に供する居室を有する病院、有床診療所及び有床助産所については、**平成27年4月1日**施行の消防関係法令の改正により、**延べ面積に関わらず自動火災報知設備の設置が義務付けられています。**

よって、今回新たに**(6) 項イの(1)～(3)**に区分された病院、有床診療所及び有床助産所についても、延べ面積等に関わらず、**平成30年3月31日**までに自動火災報知設備の設置が必要です。

## ● 消防機関へ通報する火災報知設備

**(6) 項イの(1)～(3)**に掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、延べ面積500㎡以上で消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置等）の設置が義務付けられていましたが、改正により、**延べ面積等に関わらず**消防機関へ通報する火災報知設備を設置することが義務付けられました。

また、**(6) 項イの(1)及び(2)**に設置する消防機関へ通報する火災報知設備は、**自動火災報知設備の作動と連動して起動**することが義務付けられたほか、病院・診療所が、消防機関（消防署など）からの歩行距離500m以内にある場合でも、設置が必須となりました。

自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動は、**平成31年3月31日**までの経過措置があります。

